

令和7年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 令和7年9月1日（月） 18時30分～20時40分

●場 所 市役所 本庁5階 第1委員会室

●出席者

（出席委員）6名

杉下 秀幸 （宇部商工会議所 会頭）※会長

伊藤 一統 （NP0 法人 うベネットワーク 理事長）

小平 敏彦 （宇部中小企業支援センター（中小企業診断士））

濱岡 崇 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 副代表）

脇 和也 （株式会社 宇部日報社 取締役会長）

渡邊 祐二 （公益財団法人 宇部市文化創造財団 理事長）

（事務局）6名

大畑 秀幸 （総務部長）

吉岡 徹 （総務部職員課長）

棟久 直行 （総務部職員課副課長）

片山 佳宙 （総務部職員課給与厚生係長）

富岡 義浩 （総務部職員課人事研修係長）

菊地 彩文 （総務部職員課係員）

●議事概要

【開始時刻 18：30】

（会長）

追加で配布された資料について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

<資料No.8 ～ 資料No.11、委員意見等取りまとめ一覧、議会の概要の説明>

（会長）

それでは、各委員からの意見を踏まえて、市長・副市長、市議会議員、非常勤職員の順に協議したいと思います。

平成26年度開催の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」において、「基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベ

ースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるものに沿って検討を行うこと」とされており、今回もこれを踏襲したいと思います。これに加え、委員の皆様から出された意見を基に、個別具体的に検討し、審議を進めます。その上で、私の意見を述べたいと思います。

1 市長・副市長の給料について

(会長)

それでは、市長・副市長の給料について検討します。

委員の皆様からの事前の意見では、「市長、副市長の職責は非常に重く、それに相応した給料等が必要」、「県内規模の序列を意識すべき」、「物価上昇率を加味し見直しすべき」等の理由から、増額が6名、また「従前どおりとする」という据置の意見が1名おられました。なお、減額という意見はありませんでした。その他意見として、「退職手当も含めた全体の配分の見直しが必要では」、「給料は、固定給と変動給から構成し、固定給は生活給とし、変動給は出来高給を取り入れてみてはどうか」等の意見がありました。その他、質問・意見はありませんか。

(委員)

市長・副市長に関しては、前回の答申にもある通り、給料を増額し退職手当を減額した上で、1期4年間の総額を若干増やすという形が良いと思います。

ただし、前回の答申が実行されなかったことを考えると、今回同様に答申しても実現しないということがあるのでしょうか。

(事務局)

前回の答申で、市長と副市長の4年間の支給総額は、他市・近郊市と比較し適切であると判断されましたが、類似団体等と山口県内全体を比較してみると、給料は低く、退職手当が高いという傾向があり、宇部市においても同様であるため、給料を上げて、退職手当を下げるべきという答申をいただきました。

これを受けて、市長・副市長と協議を行いました。が、当時はコロナ禍にあり、今後の財政状況や地域経済を考えたときに、給料月額を上げるということにためらいをお持ちになり実行されませんでした。

この度、市長へは、第1回目の審議会において、前回の答申が実行されなかったことについての御質問をいただいたことを報告させていただいておりますが、今回の審議会でも同様の答申をいただくということになれば、重く受けとめさせていただき、給料と退職手当のバランスの見直しについて実行する考えがあることを仰っております。

ただし、県内の人口規模の序列を意識すると、下関市長の給料が現在106万円のため、宇部

市長の給料が 120 万円、130 万円となることに対してはためらいがあるかと思います。給料と退職手当のバランスをどのように見直すかということではありますが、中核市である下関市の市長の給料を大きく上回るものがない範囲であれば、十分見直しは可能かと考えております。

(委員)

1 期 4 年間の総額を増額し、給料と退職手当のバランスを見直すために計算を行ってみましたが、総額を 3 % 程度増額すると、給料月額が下関市長とあまり変わらない 105 万円前後になります。

ただし、市民はメディアの情報から、市長の給料月額を目にすることが多いと思うので、市民にどう受けとめられるかということになると思います。

(委員)

人口の推移と税収と人件費のバランスが、他市と比べて宇部市がどうかということが気になります。

(事務局)

人口の推移については、第 1 回の資料 6 に掲載させていただいておりますが、本市においても減少傾向にあります。

ただし、税収については、人口減少は進んでおりますが、近年の税収額としては、ほぼ横ばいという状況が続いております。

また、本市の財政状況について、歳出に占める人件費割合は、他市と比べて非常に低いという状況です。

(会長)

市長・副市長の給料等を、固定給や歩合給に見直してはどうかという意見をいただいておりますが、収入と支出があり、利益を人件費にいくら配分するかという一般企業で行うような考えを取り入れるのが難しいため、この給料体系はなかなか馴染まないと思います。

(委員)

市長・副市長の給料等、1 期 4 年間の総額は、決して低くないと思います。

例えば、1 期 4 年間の総額は維持したまま、毎年少しずつ給料と退職手当の比率を変えていくようなことは可能でしょうか。

(事務局)

市長・副市長の退職手当は一般職員と同様に、条例で定められております。

退職手当は任期終了後に支払うものであり、毎年払うものではないため、現実的には、任期毎に少しずつ見直していくことになろうかと思います。

(会長)

皆様の意見を踏まえて、私の意見を述べます。

近年、物価上昇や人事院勧告による増額改定が行われていることや、宇部市の人口規模は県下3位であり、宇部市長の年間報酬額は県下5位となっていることを踏まえ、県内の序列を意識した報酬額に、増額が妥当ではないかと考えます。

ただし、次に審議する退職手当について、給料とのバランス・兼ね合いも含め、意見があるため、先に、退職手当について審議し、その上で方針を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

2 市長・副市長の退職手当について

(会長)

それでは、市長・副市長の退職手当について、検討します。

「任期も短く、任期終了後のことを考えると、これだけあれば安心して任期の間、業務に集中できる」という意見があり、据置が2名でした。

また、「前回の答申のとおり給料月額を引き上げ、退職手当を引き下げる」、「給料月額にリンクした額ではなく、固定額にして段階的に1期16百万円まで引き下げる」、「類似都市と比較して減額の方で考える」という意見等、減額が5名でした。

なお、増額という意見はありませんでした。

その他意見として、「功績に応じた割増率の導入をしてはどうか」という意見がありました。その他、質問・意見はありませんか。

(会長)

今の退職手当は、給料月額に従って計算されておりますが、民間企業の考え方を取り入れ、固定額であるべきではないかという考え方もできると考えます。

<意見なし>

(会長)

それでは、市長・副市長の退職手当について、私の意見を述べさせていただきます。

退職手当については県内他市と比較して中位ですが、全国レベルで比較すると明らかに上位に位置します。山口県の退職手当が相対的に高いのは見直しが他都市に比べて遅れ

ているのではないかと、また、市民感覚として1期4年間の退職手当2,256万円をどう考えるか。

私が調べたところ、民間企業では、役員の退職金は1年当たり300万円ぐらいが普通。給料月額をウエイトを上げているのが一般的だと思います。

従って、私としては、様々な御意見がありますが、県内他市との序列を重視し、給料は職責の重さに見合った額に増額の方針とし、その上で、退職手当は減額として、1期4年間の総額としては、他都市部との均衡を図る退職手当も含めた全体の配分の見直しについて、検討が必要かと思いますが、各委員さんいかがでしょうか。

<異議なし>

(会長)

ただし、これは、慎重に議論を行い、時間をかけて、検討する必要があると考えます。第1回の審議会でも事務局から説明がありましたが、ここでの答申を受け、条例を改正し、令和8年3月議会での上程が予定されています。

答申案を作成する上で、例えば、市長の退職手当を一旦2,000万円まで減額し、最終的に、1,600万円まで減額するということになるかもしれません。

そうすると、給料が大幅に増額となります。この場合、下関市長の給料月額を超えないということは難しいと考えます。

しかし、この場合は、宇部市は、給料と退職手当の配分の見直しをしたということ、覚悟をもって、市民や、県民の皆様にはわかるように発信していかなければならないと思います。

(会長)

それでは給料と退職手当を含めた総額については増額の見直しを行い、その内訳としては市長・副市長の給料を増額とし、市長・副市長の退職手当を減額して調整するという事で答申書を作成し、皆様にお示ししたいと思います。

(会長)

次に、市議会議員の報酬についてですが、「平成30年度開催の審議会において、市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員水準について継続して検討をされたい」との附帯意見がありますので、その点も踏まえて検討します。

議会のあり方検討特別委員会の状況を踏まえての審議になろうかと思いますが、議論が難航すると考えるため、先に、非常勤職員の報酬について審議した後に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

3 非常勤職員の報酬について

(会長)

それでは、非常勤職員の報酬について、御意見を伺います。

非常勤職員の報酬については、教育委員会を始めとする行政委員会と各種審議会の委員に分けて考えたいと思います。

まずは、行政委員会委員の報酬について、事務局から事前に追加資料の配布がありましたが、意見を明確にされていない委員がおられましたら、御意見をお願いします。

なお、事前にいただいた御意見では、据置との意見が5名いましたが、他に意見等はありませんか。

(委員)

私は長く本審議会の委員をしておりますが、平成22年度の答申で、行政委員の報酬の支給方法を原則日額としたことにより、支給実績額としては減額となりました。

その後、何回か後の審議会で、行政委員から報酬額が少ないとの意見があるかという質問をしましたが、無いということでした。

行政委員の方々は、その職を、自らの意思で協力されている方が大半であるという認識のため、報酬を上げることが必要か考えることは非常に難しいと思います。

そのため、私は原則、現状維持としましたが、他都市と報酬額を比較し、非常に低い水準となった場合は、本審議会で良心的に考えるべきだというふうに思います。

(会長)

報酬というのは、講師謝礼金、ご苦労賃のような位置付けのように感じます。私も据置の意見です。

他に見直したほうが良いという意見があれば、お願いします。

事務局に伺いますが、行政委員は実際に、月に20日も勤めるわけではないですよ。月のうちの1日、2日ほどでしょうか。

(事務局)

本日の追加資料8の中で、過去3年間の平均出勤日数から算出した報酬額を載せており、月に平均で2回か3回勤務したほどの額になっています。

平成22年度に、月額制から日額制に見直しを行っておりますが、当時、地方裁判所で、行政委員会委員の報酬というのは本来、日額制が原則であるということが示され、月額制による報酬の支払いについて違法性があるという判決が出ました。

これを受けて山口県が先行して見直そうということになり、本市も同調しました。その後、

最高裁判所で、月額制による報酬の支払いについて許容されると判決が覆り、認められることになったことが事実です。

ただ、そのあたりは、当時の審議会で御審議いただき、先進的に日額制にしていったという経緯があります。

日額制にしたことで、例えば、委員の選任が困難になった、または、報酬の増額の要求があったということが無かったため、日額制を続けるという答申をいただいております。

また、地方自治法上も、非常勤職員については日額が原則です。

これを踏まえた上で、勤務に常勤性がある場合は、条例に定めて、月額にすることができます。

（委員）

宇部市の日額制の報酬を、月額換算した上で他市と比較するというのは、他市の状況が、月の出勤日数が20日あるのか、若しくは2、3日ほどなのかが分からないと、比較が難しいのではないのでしょうか。

（事務局）

行政委員会の活動なので、各自治体で大きく差があるということは無いと思うのですが、月額制の自治体は、勤務日数を考慮せず、職責や業務の困難性で月額の報酬額を設定していると考えています。

本市におきましては、従前の審議会の中で議論していただいております、農業委員会の委員だけが月額で残っています。

この理由は、市議会議員と同様に、委員の活動が日常生活に広がっており、勤務日数を判断することが非常に困難であることから、農業委員会だけ月額制を残しました。もう1つ、過去の審議会において、月額制と整理する場合は、月に10日を超える出勤があることと答申があります。

今回の資料を見ていただくと、月に10日を超える出勤日数は、どの行政委員会においても、実績としてお持ちでないため、従前の審議会の考え方を踏襲すれば、日額制を継続するということになるかと思えます。

（会長）

そうすると、日額の1万3400円を増額するか減額するかということになりますがいかがでしょうか。

（事務局）

資料9の5ページに、この1万3400円の単価の積算方法を参考に載せています。

(委員)

1回の勤務で拘束される時間はどのくらいですか。

(事務局)

内容によりますが、一般的に2時間ほどかと思います。

例えば、監査委員であれば、行政監査になると、もう少し長い時間になることは考えられます。

それと、実際には、出勤される時間だけではなく、事前に資料を確認する時間等はあるかと思っています。

(会長)

それでは、行政委員会の委員の報酬については、議論を踏まえ、私は、据え置きが妥当であると考えますがいかがでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、据え置きの方針で、答申案を作成し、お示ししたいと思います。

(委員)

令和3年度の審議会でも質問させていただき、問題ないということでしたが、議員が監査委員として仕事をする場合、議員報酬と監査委員報酬が重複していると思うのですが、問題ないのか念のため確認します。

(事務局)

地方財務実務提要に解釈が出ておりますが、議員と監査委員はそれぞれの条例に基づいて委嘱されます。それぞれの身分・役割として出席するので当然支給されるべきである、というのが一般的見解として示されています。

念のため、次回までに再度確認しておきます。

(委員)

もう一点、資料2にある選挙で、1回の勤務が2日にまたがるものは、2日分の報酬を支払うことになりますか。

(事務局)

次回までに、確認し回答させていただきます。

(会長)

続きまして、非常勤職員の、各種審議会等の委員の報酬についてですが、据え置きという意見が7人となっております。

一方で、「各会合に出ている時間に対する対価というより経験者等による地域貢献的な要素が大きい、会合以外での取り組みや準備等の拘束もあり、額としては見直す必要ありと考える」という意見もありました。

これらを踏まえ、意見を伺いたいと思います。

<意見なし>

(会長)

それでは、各種審議会の委員の報酬について、皆様の意見を参考に、私の意見を述べさせていただきます。

審議会の会議としては、拘束時間は2時間程度であります、事前資料に目を通したり、会議終了後に追加意見等を提出したりといった時間もかかります。

ただし、現在の本市の報酬額は、県内他市と比較して平均的な水準であるため、据え置きが妥当ではないかと考えますが、意見のある委員はいらっしゃいますか。

<異議なし>

(会長)

それでは、各種審議委員会の報酬については、据え置きの方針で、答申案を作成し、皆様にお示ししたいと思います。

4 市議会議員の報酬について

(会長)

最後に、改めて、市議会議員の報酬についてですが、委員の皆様からの事前の意見では、据置の意見が3名で、「県内他市との比較により見直しの必要性を感じない」、「物価上昇はあるものの、議員定数の見直しの議論があるため現時点では据え置く」という意見がありました。

また、増額が2名で、「議員定数を減らし、少数精鋭にして報酬額を引き上げる」という意見があり、減額が1名で、「物価高騰により市民生活が苦しくなっている、議員報酬は減額することが望ましいのではないか」という意見もありました。

その他意見としては、「退職手当制度の導入を検討しても良いのではないか」という意見

もありました。

また、「給料は、固定給と変動給から構成し、固定給は生活給とし、変動給は出来高給を取り入れてみてはどうか」という意見がありました。

議員報酬につきましては、議員定数の見直しの議論もあり、現状、据え置き意見が多数となっていますが、他に意見等はありませんか。

(事務局)

退職手当制度の導入を検討しても良いのではないかと御意見については、地方自治法第 203 条において議員が受けることができる報酬等が定められているため、検討は難しいと考えます。

また、議員報酬を固定給と、出来高による変動給で構成してみてもという御意見についても、議員報酬は「役務の提供に対する給付」であるため、難しいのではないかと考えます。

ここで、事務局から皆様に御相談があります。

特別職報酬等審議会の委員の皆様におかれましては、審議を独立し、公平公正に透明性高く運営していただいております。

これは事務局といたしましても、同様の考えで、議事進行を皆様方をお願いしたいという立場になります。

そのような中で、先ほどもお話もありましたが、議会のあり方検討特別委員会が設置されており、議員定数や議員のなり手不足について、協議が行われています。

そして、本日、議会のあり方検討特別委員会が開催され、本審議会に、途中経過ではありますが、議会のあり方検討特別委員会の資料の提供させていただけないかという御要望がありました。

これを事務局がご預かりさせていただいておりますので、取り扱いについて、会長と委員の皆様のお意見をお聞かせいただければと思っております。

(会長)

今、事務局から説明がありました通り、議会のあり方検討特別委員会から、委員会の途中経過の資料を提出され、本審議会でご諮って欲しいということです。

議会のあり方検討特別委員会から提出を受けた資料について、我々は公平に評価を行い、答申をすれば良いと思いますので、私自身としては、議会のあり方検討特別委員会から提出された資料については、皆様にお配りしても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

私は資料を配るのはおかしいと思います。私は市議会議員の報酬について、今、議会のあり方検討特別委員会で議論の最中であるため、現時点で結論は出さないと意見を書きました。

我々が資料を求めた上で、提出を受けたということでなければ、公平性に欠けると思います。例えば、議会のあり方検討特別委員会で結論が出た際に、改めて本審議会を開くかということも考えています。

（会長）

市議会議員の報酬の議論につきましては、議会のあり方検討特別委員会の結論が出ないと出せないという意見であり、本審議会では、現時点では据え置きとして、議会のあり方検討特別委員会の結論が出てから、再度本審議会で集まって議論してはどうかということ、私自身も考えております。

（委員）

今は、現在の市議会議員に対しての報酬を議論することが良いのではないのでしょうか。今後の議会のあり方検討特別委員会の結論を受けて、再度、議論することはあり得ると思います。

（事務局）

議会のあり方検討特別委員会の設置目的は先ほども申し上げましたが、定数を今後どうするかということが1つ、もう1つは、議員のなり手不足の状況があり、議員の魅力の部分で考えると、今の報酬額では若い人が議員になろうとチャレンジしようというときのネックになるのではないかなど検討されているようです。

（委員）

私は、どんな情報でも確認したほうが良いと思いますので、資料の提供を受けることは構わないです。

我々は資料を受けて判断する材料にすれば良いだけで、それに対して、本審議会としてどういうふうに議論するかだと思います。

それともう一点、議員活動に係る費用に対して、政務活動費があると思います。話を聞いたことがある議員は、議員活動には経費がたくさんかかるため、費用弁償してもらえると助かると言っていました。

政務活動費は議員1人当たりにはいくら支給されてるのでしょうか。

（事務局）

政務活動費については、この4月に条例が改正されて月額3万円となっています。

（会長）

資料の提供については、全会一致で受けても良いとの考えでなければ受けるのは難しいと

思います。

（事務局）

事務局としては、議会のあり方検討特別委員会から、正式に公文書として資料の提出がされておりますので、受理させていただきます。

ただし、本審議会で資料の提供についてお諮りしたところ、今は資料を受け取る時期ではないと判断されたということで、一旦、事務局で預からせていただきます。

（会長）

それでは、市議会議員の報酬について、現時点での御意見がありましたらお願いします。

（委員）

先ほどあったように、議会のあり方検討特別委員会で結論が出れば、改めて本審議会を開いて、市議会議員の報酬については議論し、答申するというのが良いのではないかと思います。

本審議会で答申を出した場合、それが議案として提出されるのはいつになりますか。

（事務局）

議会のあり方検討特別委員会での結論が、年内か年明けに出されれば、それを受けて、改めて本審議会で御審議いただき、今年度の3月議会に議案の提出に間に合うかと思います。

例えば、今回の審議会では、今の任期の議員についての答申をしていただき、来年度、再度審議会を開催するという方法もありますが、現在、この審議会において、議会のあり方検討特別委員会の動向を注視しながら進めていますので、現議員と次期議員の答申を併せて提出させていただく方法もあります。

（委員）

資料を見ると、市議会議員の年収は760万円ほどですね。

（会長）

それに政務活動費の36万円を加えて、796万円ほどになります。

報酬は、現時点で県内2位となっており、比較すると低くはないため、増額する必要がない気もします。

ただし、議会のあり方検討特別委員会の結論が出るのであれば、それを含めて議論すべきだと思います。

答申案は、市長と副市長、非常勤職員について、示すことができると思います。

その上で、議員については、議会のあり方検討特別委員会の結論を確認した後に、再度、議

論するということとして、現時点では、据え置きとの答申になろうかと思います。

(事務局)

それでは、議会のあり方検討特別委員会から提出を受けた資料は、一旦、事務局で保管し、議会のあり方検討特別委員会で結論が出た後に、本審議会でお諮りした上で皆様に提供させていただきます。

(会長)

現時点で今日の議題はすべて終了ということで、皆様の御意見をもとに、議員についても現時点では据え置きという答申を出せるとは思います。よろしいでしょうか。

その上で、議会のあり方検討特別委員会の結論が出た際に、市長から、改めて我々委員に対して諮問の依頼があれば、再度議論を行うということによろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議員の報酬については据え置きとして、答申案をお示ししたいと思います。

以上を持ちまして、第2回宇部市特別職報酬等審議会を終了します。

【終了時刻 20時40分】